

⑨ 公的年金

公的年金制度の全体像

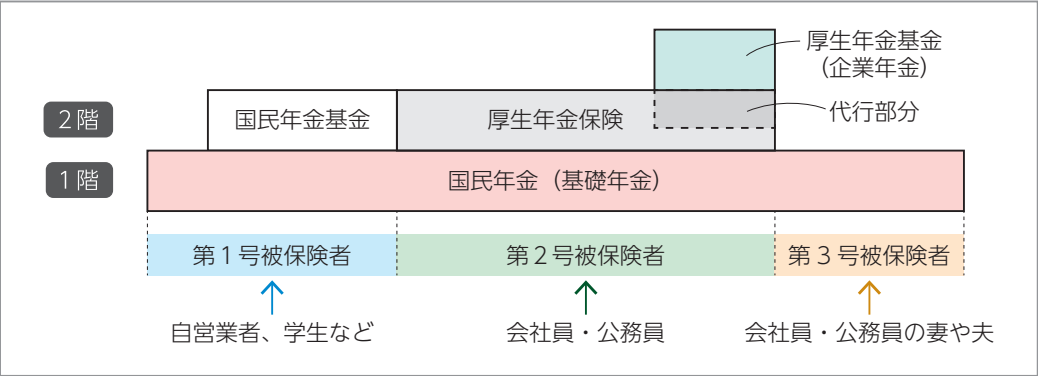
1 公的年金と私的年金

年金制度には、強制加入の公的年金と、任意加入の私的年金がある

2 日本の年金制度

我が国の公的年金制度は、国民年金を基礎年金とした2階建ての構造である

1階は国民年金（20歳以上60歳未満のすべての人が加入）、2階は厚生年金保険（会社員等が加入）となっている



公的年金の給付内容

	老齢給付	障害給付	遺族給付
厚生年金保険	老齢厚生年金	障害厚生年金 (1級～3級) 障害手当金	遺族厚生年金
国民年金	老齢基礎年金	障害基礎年金 (1級、2級)	遺族基礎年金 寡婦年金 死亡一時金

年金制度の一覧

国民年金の被保険者（強制加入被保険者）は、第1号から第3号の3種類に分けられる

▼国民年金の被保険者

	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
対象者	自営業者、学生、 無職の人など	会社員、公務員	第2号被保険者の 被扶養配偶者
年齢要件	20歳以上60歳未満	なし (老齢年金の受給権者は第2 号被保険者の資格を失う)	20歳以上60歳未満
国内居住要件	あり	なし	あり

〈任意加入被保険者（原則）〉

60歳までに老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合や満額受給できない場合など、次の人は任意で国民年金に加入できる

- ① 国内に住所がある60歳以上65歳未満の人
- ② 日本国籍を有する人で、国内に住所がない20歳以上65歳未満の人

老齢基礎年金（国民年金）

1 老齢基礎年金の受給

老齢基礎年金は、受給資格期間が10年以上の人が、65歳になったときから受け取ることができる

受給資格期間には、第1号被保険者で保険料の納付を免除された保険料免除期間や受給資格期間には反映されるが、実際の年金の額には反映されない合算対象期間が含まれる

▼受給資格期間

保険料納付済期間	+	保険料免除期間	+	合算対象期間* (カラ期間)	≥ 10年
----------	---	---------	---	-------------------	-------

※合算対象期間（カラ期間）：かつて任意加入できた期間のうち任意加入していなかった期間

語呂合わせ

能面が（納+免+合）10年以上で受給資格

国民年金は日本国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての方が加入している。以下の3つの区分があるが1号、2号、3号の期間も基礎年金の納付済み期間となる

▼国民年金の被保険者の区分

被保険者の区分	第1号	第2号	第3号
対象者	自営業者や学生など	会社員・公務員	第2号に扶養されている配偶者

2 国民年金の保険料

国民年金の被保険者（1号～3号）

▼第1号被保険者

対象	日本国内に住所がある20歳以上60歳未満で、第2号被保険者・第3号被保険者に該当しない人
保険料	・2023年度は月額16,520円 ・原則産前産後期間は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4ヵ月間（多胎妊娠の場合は3ヵ月前から6ヵ月間）の国民年金保険料の支払いが免除される（その期間は保険料納付済み期間となる）
対象者	自営業者、未就業者、学生など

▼第2号被保険者

対象	厚生年金の被保険者 ➡20歳未満で就職した場合なども被保険者となる
保険料	・厚生年金保険に含まれているため、国民年金保険料を別途納める必要はない ・保険料は事業主と被保険者(従業員)が折半（半分ずつ負担） ➡労使折半 ・産前産後休業期間、育児休業期間（最長、子が3歳に達するまで）は手続きをすれば事業主・被保険者ともに保険料の支払いが免除される ➡保険料は納付済み期間になる
対象者	会社員、公務員など

▼第3号被保険者

対象	第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の方
保険料	保険料の負担はない ➡国民年金保険料は納付済み期間になる
対象者	会社員や公務員などの配偶者

〈老齢基礎年金の満額（2023年度）〉

原則 20歳～60歳未満 480ヵ月（40年間）

※毎年度変わる

$$\text{老齢基礎年金の年金額} = 795,000 \text{円} \times \frac{\text{保険料納付済期間}^{\ast}}{480 \text{月}}$$

※保険料免除期間がある場合には、分子に以下の期間を加える

〈2009年（平成21年）3月以前に保険料免除期間がある場合〉

$$\frac{4 \text{ 分の } 1}{\text{免除期間}} \times \frac{5}{6} + \frac{\text{半額}}{\text{免除期間}} \times \frac{2}{3} + \frac{4 \text{ 分の } 3}{\text{免除期間}} \times \frac{1}{2} + \frac{\text{全額}}{\text{免除期間}} \times \frac{1}{3}$$

〈2009年（平成21年）4月以後に保険料免除期間がある場合〉

$$\frac{4 \text{ 分の } 1}{\text{免除期間}} \times \frac{7}{8} + \frac{\text{半額}}{\text{免除期間}} \times \frac{3}{4} + \frac{4 \text{ 分の } 3}{\text{免除期間}} \times \frac{5}{8} + \frac{\text{全額}}{\text{免除期間}} \times \frac{1}{2}$$

繰上げ受給と繰下げ受給

老齢基礎年金、老齢厚生年金の受給開始年齢は原則として65歳からである。ただし、60歳から64歳までのうちに年金の受取りを開始すること（繰上げ受給）や、66歳から75歳までに年金の受取りを開始すること（繰下げ受給）も可能である

なお、繰上げについては基礎年金・厚生年金を同時に行わなければならないが、繰下げについては同時でなくともよい

繰上げ受給	繰上げた月数×0.4%が年金額から減算 ※付加年金も繰上げされ、減額
繰下げ受給	繰下げた月数×0.7%が年金額に加算 ※付加年金も繰下げされ、増額

▼繰上げ受給と繰下げ受給（原則）

60歳 ～	65歳	66歳 ～ 75歳
繰上げ受給⇒減額 (1ヵ月あたり0.4%減額)	原則 受給開始	繰下げ受給⇒増額 (1ヵ月あたり0.7%増額)
60歳から64歳11ヵ月		66歳から75歳になるまで

基礎年金と厚生年金を繰上げ受給、繰下げ受給する場合

繰上げ受給⇒必ず同時に 繰下げ受給⇒別々可

語呂合わせ

上を見るとオシャレなおさげの女の子
(繰上げ) (0.4) (繰下げ) (0.7)

付加年金

第1号被保険者および65歳未満の任意加入被保険者のみが対象（第3号被保険者は加入できない）

付加保険料	月額400円
付加年金の年金額	200円×納付済月数

払う⇒400円 貰う⇒200円×納付済月数

老齢基礎年金を繰上げ、繰下げ支給する場合は基礎年金と連動して繰上げ、繰下げられ連動して減額、増額される

国民年金基金の加入員は付加保険料を納付できない

厚生年金保険

〈老齢厚生年金の受給要件〉

老齢厚生年金は原則、受給要件を満たした方が65歳に達すると、老齢基礎年金に上乘せられて支給される（本来の老齢厚生年金）。また、生年月日によっては60代前半に支給される（特別支給の老齢厚生年金）がある

▼受給要件

特別支給の老齢厚生年金	本来の老齢厚生年金
・老齢基礎年金の受給要件を満たしていること （保険料納付済期間+保険料免除期間+合算対象期間≥10年）	
支給開始年齢に達している	65歳以上である
厚生年金の被保険者期間が 1年以上ある	厚生年金の被保険者期間が 1ヵ月以上ある

語呂合わせ

特別1年、本来1ヵ月